

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第81号

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

県立病院等事業の設置等に関する条例（昭和25年岩手県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
病 院		附属診療所		病 院		附属診療所	
名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置
岩手県立中央病 院	[略]	[略]		岩手県立中央病 院	[略]	[略]	
		南山形診療所	[略]			南山形診療所	[略]
		紫波地域診療セ ンター	紫波郡紫波町				
		大迫地域診療セ ンター	[略]			大迫地域診療セ ンター	[略]
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。